

## 避難支援者の皆さまへ

災害発生時、市や警察、防災関係機関は、避難広報など、さまざまな災害支援活動を行います。しかしながら、地震等の大規模災害時には、これらの公的機関による活動にも限界があり、地域住民の助け合いが被害を最小限に抑える大きな力になります。

避難行動要支援者支援制度は、避難行動要支援者の情報を、普段から避難支援者や避難支援等関係者で共有し、地域の連携を強めるための、地域社会の共助の精神に基づく活動です。平常時から、ご近所の顔の見える関係づくりなど、地域の連携が重要です。

この制度は、避難支援者等による任意の協力であり、避難支援者等は、要支援者の避難誘導等に関して、その責任を負うものではありません。

災害発生時には、ご自身の安全確保を最優先していただき、無理のない活動をお願いします。

### ●平常時は・・・

避難行動要支援者と、顔の見える関係を保つ、地域の避難誘導訓練等に参加するなどし、必要となる支援を把握してください。

### ●災害が発生しそうな時や発生時は・・・

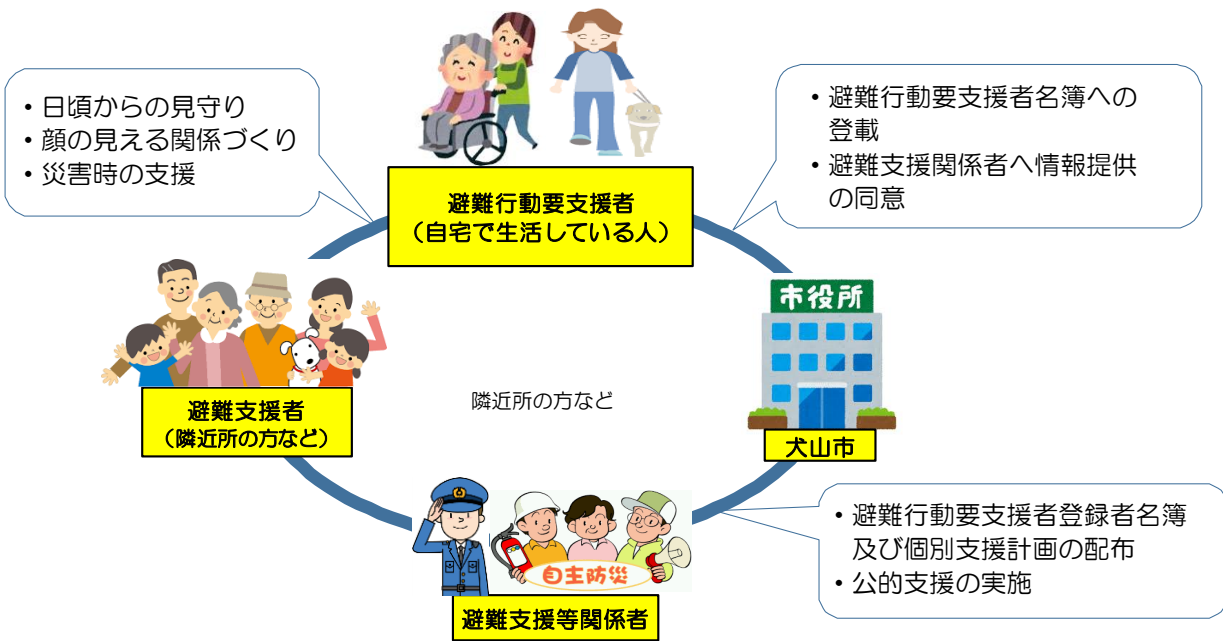
災害に関する情報の伝達や、安否確認、一緒に避難するなどの支援をしてください。

# 避難行動要支援者支援制度のお知らせ

## ～災害に強い地域づくりのために～

### 避難行動要支援者 支援制度とは

災害時に、自ら避難することが困難もしくは家族等の介助だけでは避難することが困難で、避難のための支援を希望する方を、「避難行動要支援者登録者名簿」に登録し、平常時から町内会、民生委員、消防・警察などに提供することで、災害が起きたときに、地域での助け合いや安否確認、避難誘導等に役立てるものです。



日頃から避難行動要支援者登録者名簿の提供を受けて見守り活動や災害時の避難支援に協力していただく方です。

犬山市職員（消防職員含む）、犬山警察署、犬山市消防団、犬山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員※、町内会※、自主防災組織※ 等

※マークのついた避難支援等関係者のみ、個別避難支援計画の提供・更新を行います。

### 問い合わせ先 犬山市役所（担当課）

|                 |   |
|-----------------|---|
| 【高齢者】 高齢者支援課    | 電話：(0568)44-0325 FAX：(0568)44-0364<br>メール：030200@city.inuyama.lg.jp |
| 【障害者】 福祉課 障害者担当 | 電話：(0568)44-0321 FAX：(0568)44-0364<br>メール：030100@city.inuyama.lg.jp |
| 【難病等】 健康推進課     | 電話：(0568)63-3800 FAX：(0568)65-3080<br>メール：020201@city.inuyama.lg.jp |
| 【防災担当】 防災交通課    | 電話：(0568)44-0346 FAX：(0568)44-0367<br>メール：010400@city.inuyama.lg.jp |